

高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要

1. 移行期間における基本方針

新高等学校学習指導要領への円滑な移行のため、移行期間（平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間）においては、教科書等の対応を要しない場合など可能な範囲で、新高等学校学習指導要領による取組を推進していく。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

2. 移行措置の内容

(1) 総則

新高等学校学習指導要領によることが適さない事項を除き、新高等学校学習指導要領による。

(2) 各教科等

①総合的な探究の時間及び特別活動

・総合的な探究の時間

→ 従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、新高等学校学習指導要領による。

・特別活動

→ 新高等学校学習指導要領による。

②指導内容の変更などにより特例を定める教科

・地理歴史、公民

→ 新高等学校学習指導要領の領土に関する規定を適用する。

・家庭

→ 新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導する。

③新高等学校学習指導要領によることができることとする教科

・保健体育、芸術、福祉、体育、音楽、美術

→ 新高等学校学習指導要領によることができる。

※ 福祉には、科目「福祉情報」を加える。

(注) 特例の適用時期及び対象について

移行期間中の教育課程の特例については、基本的に、平成31年度以降、在籍する全ての生徒に適用する。ただし、総合的な探究の時間に関する特例については平成31年度以降に高等学校に入学した生徒に適用し、家庭に関する特例については平成30年度以降に高等学校に入学した生徒に適用することとする。